

		担当課	消防防災安全課	検索番号	5-4
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	32-1		
許認可等	保安機関の認定更新				
<p>○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年十二月二十八日法律第百四十九号)                      (保安機関の認定の更新)                      第三十二条 第二十九条第一項の認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。                      2 第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。</p> <p>[参考条文1]                      ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年十二月二十八日法律第百四十九号)                      (認定)                      第二十九条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分 (以下「保安業務区分」という。) に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業大臣の、<u>一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。</u>                      2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。                      一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名                      二 保安業務区分                      三 保安業務を行う事業所の所在地                      3 第一項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。</p> <p>[参考条文2]                      ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年十二月二十八日法律第百四十九号)                      (欠格条項)                      第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。                      一 この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者                      二 第三十五条の三の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者                      三 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者                      四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>[参考条文2]</p>					

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年二月七日法律第十四号）

（保安機関の認定の有効期間）

第六条 法第三十二条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

[参考条文3]

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年三月十日通商産業省令第十一号）

第三十四条（保安機関の認定の更新）

[参考条文4]

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12年12月25日付平成12・11・21産第6号）

I 液化石油ガス販売事業等関係